

【せいしんFBサービス】

「一括データ伝送サービス」ご利用規定

1. (取引における契約の成立)
当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。
2. (一括データ伝送サービスの概要)
 - (1) 一括データ伝送サービス (以下「本サービス」といいます) では、契約者ご本人 (以下「お客さま」といいます) のパソコン (以下「端末」といいます) を利用して、総合振込、給与振込および賞与振込を依頼 (以下「振込依頼」といいます) することができます。
 - (2) 給与振込および賞与振込は、お客さまが役員ならびに従業員に支給する報酬・給与・賞与の振込依頼に限ります。
 - (3) 本サービスの利用は、当金庫が定める方法およびご利用端末の操作手順に基づいて、当金庫が定める日および時間内に行ってください。
 - (4) 振込ご依頼の日は、総合振込については振込指定日の1営業日前までとし、給与振込および賞与振込については振込指定日の3営業日前までとします。
 - (5) ご利用いただくサービスの種類は、「一括データ伝送サービス申込書」(以下「申込書」といいます) によりご指定された内容とします。
3. (振込指定口座)
お客さまが振込指定できる金融機関の範囲は、内国為替運営機構に加盟している金融機関の全店舗とします。
4. (振込依頼の受付および取引内容の確認)
 - (1) 本サービスによる振込依頼は、振込明細を全国銀行協会の定める標準フォーマットで作成し (以下「振込データ」といいます)、全国銀行協会の定める標準通信プロトコルに従って当金庫に送信 (以下単に「送信」といいます) してください。
 - (2) お客さまは、端末から出力されるデータ伝送の送信結果を確認のうえ、当金庫所定の振込依頼書に必要事項を記入し、ファクシミリで当金庫に送付してください。
 - (3) 当金庫は、以下のア.の項目について申込書との一致、イ.の項目について振込データと振込依頼書との一致を確認した場合、その振込データの内容を正当なお客さまからの振込依頼とみなして受け付け、振込手続きを進めます。
 - ア. データ伝送について
 - パスワード ○ファイルアクセスキー
 - イ. 振込依頼の内容について
 - 振込指定日 ○データ送信日 ○委託者コード ○振込種別 ○振込件数・金額
 - (4) 当金庫は、所定の受付時限までに振込依頼書の送付がなかった場合、当該の振込依頼はなかったものとして、振込手続きは行いません。
5. (振込データの訂正)
 - (1) 当金庫が受信した振込データに誤りがあった場合、お客さまに連絡のうえ、その振込データの受信がなかったものとして、振込手続きは行いません。
 - (2) 前記(1)の振込を再度依頼する場合、お客さまは振込データを訂正し、再度当金庫に送信してください。
 - (3) 振込データ内の振込先金融機関あるいは支店 (以下「振込先金融機関等」といいます) が、合併もしくは廃止等により存在しない場合で、その振込先金融機関等に内国為替規定で定める継承店がある場合、当金庫はお客さまに連絡することなく、当該振込先金融機関等を継承店に読み替えて振込み手続きを行う場合があります。
6. (振込資金の支払と振込手続き)
 - (1) 当金庫は、上記3項で受け付けた振込データに基き、総合振込については振込指定日に、また、給与振込および賞与振込については振込指定日の2営業日前に申込書記載の引落指定口座 (以下単に「引落指定口座」といいます) の支払可能残高から振込資金を引き落とした後、振込先の金融機関宛に振込通知を発信します。(以下、振込通知の発信日を「取組日」といいます)
 - (2) お客さまは、振込資金を取組日の前日までに、引落指定口座へ入金してください。
 - (3) 給与振込および賞与振込については、振込指定日の2営業日前に振込資金の引き落としができなかった場合、お客さまに連絡することなく、振込指定日の前営業日もしくは振込指定日に振込資金の引き落としができた時点で、総合振込として振込先の金融機関宛に振込通知を発信します。
 - (4) 当金庫は、振込指定日に振込資金の引き落としができなかった場合には、振込手続きを中止いたします。
7. (振込不能分の取扱)
当金庫が振込処理した結果、「該当口座なし」または「その他の事由」等により振込指定口座への入金ができない場合には、当金庫所定の組戻手続きにより当該振込金をお客さまに返却いたします。
8. (費用負担)
本サービスを利用するための以下の費用についてはお客さまの負担とします。
 - (1) 端末およびファクシミリの購入、設置および設定費用 (ソフトおよびモデム等の周辺機器を含みます)。

- (2) 電話回線等の契約、敷設費用。
 - (3) 振込データの送信および振込依頼書のファクシミリによる送付にかかわる通信費用。
9. (障害時の対応)
端末等の機器および通信回線の障害により、所定の日時までに振込データを送信できない場合は、お客さまと当金庫協議のうえ対策を講じるものとします。
 10. (入金通知)
当金庫は、受取人に対して入金についての通知を行いません。
 11. (手数料の支払い)
本サービスのご利用にあたっては、当金庫所定の基本料金および振込手数料 (以下「手数料等」といいます) をお支払いいただきます。基本料金は毎月5日 (休業日の場合は翌営業日) に、振込手数料は取組日に引落指定口座から引き落としとします。
 12. (振込資金と手数料の引落し)
振込資金および手数料等は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カードローン契約規定または当座貸越契約書等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手なしで引落指定口座から当金庫所定の方法で引き落としとします。
 13. (振込資金の出金額の確認)
お客さまは、取組日にすみやかに振込資金の出金額を照合してください。万一、出金額に相違がある場合は、直ちにその旨を当金庫にご連絡ください。
 14. (届出事項の変更等)
引落指定口座、パスワード、ファイルアクセスキーおよびその他の通信制御に関する事項等の届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。
 15. (端末およびパスワード等の管理)
 - (1) 端末を第三者に不正使用されないよう厳重に管理してください。
 - (2) データ伝送に使用するパスワード、ファイルアクセスキーは第三者に知られないよう厳重に管理してください。
 - (3) 万一、パスワード、ファイルアクセスキーを第三者に知られた場合は、上記14項によりパスワードまたはファイルアクセスキーの変更を届け出てください。
 16. (免責事項)
次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能、また、金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があってもこれによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由、当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があった時。
 - (2) やむを得ない事由による通信機器ならびに回線の障害等により、本サービスによる振込通知の発信が遅延し、または不能となったとき。
 - (3) お客さまより送信された、パスワード、ファイルアクセスキーの一致を確認のうえ振込手続きを行った場合、端末、パスワード、ファイルアクセスキーの不正使用および、その他の事故により損害が生じたとき。
 - (4) お客さまより上記14項による届出がなく、これにより損害が生じたとき。
 - (5) お客さまより上記14項による届出があった場合、当金庫がコンピュータシステムの登録を変更する前に損害が生じたとき。
 17. (解約)
この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、お客さまから当金庫への解約の通知は書面によるものとします。なお、当金庫は、お客さまより解約の通知があった時点で、既に受付済の振込依頼がある場合は、この振込依頼について振込手続きを行います。
 18. (規定の準用)
この取扱いに定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カードローン契約規定、当座貸越契約書または振込規定等により取扱います。
 19. (契約期間)
この契約の当初契約期間は、契約の日から起算して1年間とします。なお、お客さままたは当金庫から特に申し出のないかぎり、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。
 20. (規定の変更)
 - (1) この規定の各条項は、前条に定める場合を含め、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
 - (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
 - (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上